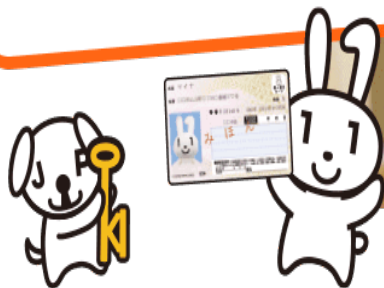


マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます!



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

令和3年10月1日から利用開始



1 マイナンバーカードを
カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの
医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。

受付がスムーズに行うことができ、非接触な
ので感染対策にもなります。

マイナンバーカードをカードリーダーにかざして顔認証と保険資格確認が行うことが可能

※暗証番号での認証も可能

マイナンバーカードの健康保険証 利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要**です。(生涯1回のみ)
 - 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができますが、医療機関等において**待ち時間が発生することを防ぐため**、あらかじめ手続きをお願いしています。
 - 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、**マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス**(スマートフォン、PC+ICカードリーダー)を用いる必要があります。
- ※詳しくはマイナポータルサイトをご確認のうえ、健康保険証利用手続きをしてください。
- https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html
- その他、セブン銀行の ATM でも 申込が可能です。

ご持参いただくもの



マイナンバーカード (お持ちの方のみ)

マイナンバーカードをお持ちの方は、是非ご持参ください

※通常通り、健康保険証のみのご持参でも問題ございません



健康保険証



その他いつも持参している証書

※いつも持参している証書(下例)は、すべてご持参ください

- 公費負担医療受給者証
- 乳幼児医療費証
- 介護保険証

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証
等

